

牧之原市の給与・定員管理等について

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定により、市役所職員の給与や勤務条件などの状況を公表しています。
 なお、ここに掲載している給与額などは、税金や各種保険料を差し引く前の額で、いわゆる手取り額ではありません。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳出額	人件費	人件費率	(参考)30年度の 人件費率
	(R2.3現在)	A	B	B/A	
元年度	人 45,350	千円 20,537,034	千円 3,044,970	% 14.8	% 14.9

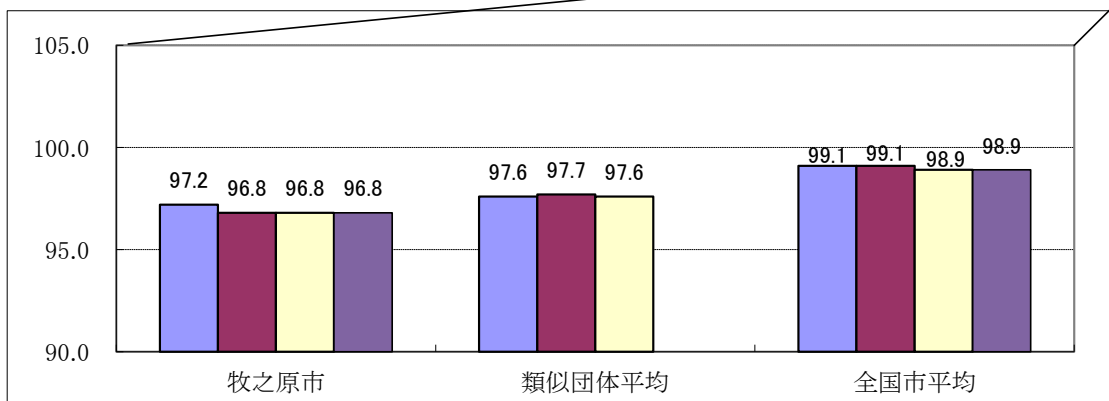
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数	給与費				一人当たり給与費 B/A
		A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
元年度	人 349	千円 1,249,956	千円 257,482	千円 513,496	千円 2,020,934	千円 5,790

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成31年4月1日現在の人数である。
 3 水道企業会計職員を除く

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年度	令和2年度
ラスパイレス指数	103.5 (参考値) 95.6	96.2	96.0	96.3	97.2	96.8	96.8	96.8



(注1) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(注2) 参考値とは、国家公務員の時限的な給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施]

一般行政職の給料表について、平成27年度より国の見直しの内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。若年層については引き下げなし。高齢層については最大4.3%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② その他の見直し内容

扶養手当について、国と同様に見直しを実施(平成30年度までに、平成28年度から段階的に実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
牧之原市	40.8歳	314,897円	345,648円	315,439円
静岡県	42.5歳	332,713円	430,234円	370,233円
国	43.2歳	327,564円	-	408,868円
類似団体	42.10歳	314,695円	368,118円	339,416円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
牧之原市	45.3歳	6人	244,783円	266,835円	257,700円
静岡県	54.8歳	152人	305,145円	350,191円	325,594円
国	50.9歳	2,319人	287,283円	-	328,862円
類似団体	51.3歳	14人	307,303円	331,875円	319,853円

(注)1 「平均給料月額」とは、4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 報告数値の関係で、総務省が公表する「地方公務員給与実態調査」の数値と端数が異なる場合がある。

(2) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区分		牧之原市	静岡県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	192,266円	182,200円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

経験年数		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	256,300円	310,600円	355,900円	393,200円
	短大卒	—	—	311,100円	361,700円
	高校卒	—	264,300円	303,300円	354,100円

(注) 経験年数区分に該当する職員が3名以下の場合、平均給料月額を記載していない。

3 級別職員数の状況

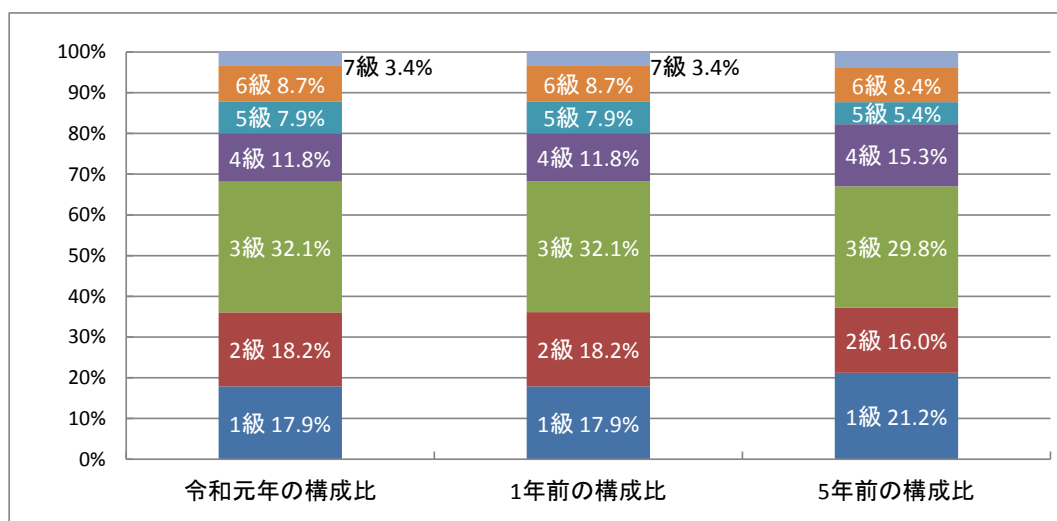
(1) 級別職員数及び給料表の状況(令和2年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	理事、部長、会計管理者、専門監	13人	3.4%	362,900	444,900
6級	参事、副参事	33人	8.7%	319,200	410,200
5級	副参事、総括主幹、主席指導主事	30人	7.9%	289,700	393,000
4級	主幹、指導主事、園長	45人	11.8%	264,200	381,000
3級	総括主任、主任、園長補佐	122人	32.1%	231,500	350,000
2級	主査、社会福祉士、技師、保健師、栄養士、保育士、教諭	69人	18.2%	195,500	304,200
1級	主事、社会福祉士、技師、保健師、栄養士、保育士、教諭	68人	17.9%	146,100	247,600

(注)1 牧之原市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。(技能労務職員を除く)

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 平成23年度に6級制から7級制に変更している。(旧給料表の6級を6級及び7級に分割)



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(令和2年4月1日現在)

牧之原市		静岡県		国	
1人あたり平均支給額(令和元年度)		1人あたり平均支給額(令和元年度)		1人あたり平均支給額(令和元年度)	
1,434 千円		1,653 千円		-	
(令和元年度支給割合)		(令和元年度支給割合)		(令和元年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.9 月分	2.6 月分	1.9 月分	2.6 月分	1.9 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
		・管理職加算 20~25%		・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

		牧之原市		国	
		自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		・役職加算 ・定年前早期退職特例措置		・定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	
1人当たり平均支給額		685 万円	1,946 万円	-	-

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和元年度)

支給実績(令和元年度決算)		2,514,060 円	
勤務地域	職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	4人	20.0%	20.0%

(4) 特殊勤務手当(令和元年度)

支給実績(令和元年度決算)		1,304 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(令和元年度決算)		43,467 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)		8.3 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症患者の予防救治又は感染症菌附着物件の処理作業	1回につき300円
保育業務手当	主任保育士・保育士	保育所に勤務する職員	2級以上の保育士 月額4,000円 1級の保育士 月額2,000円
行路死病人保護収容手当	行路死病人の保護収容に従事した職員	病人の保護収容作業に従事した時	1件につき500円
		死体の収容作業に従事した時	1件につき2,000円

(5) 時間外勤務手当

	平成30年度決算	令和元年度決算
支給実績	119,664 千円	130,103 千円
職員1人当たり平均支給年額	328 千円	358 千円

(6) その他の手当(令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父・母 6,500円 ・満15歳に達する日以後最初の4月1日から満22歳に達する日以後最初の3月31日までの子1人につき5,000円加算	同じ	33,926 千円	253,180 円
住居手当	自ら居住するための借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給する。 ・月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃額から12,000円を控除した額 ・月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃額から23,000円を控除した額の2分の1に11,000円を加算した額 ・支給限度額 27,000円	同じ	19,667 千円	242,801 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員又は通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 ・交通機関等利用者 運賃等相当額(支給限度額55,000円) ・自動車等利用者 片道05km未満 2,000円 片道10km未満 4,200円 片道15km未満 7,100円 片道20km未満 10,000円 (支給限度額) 片道60km以上 31,600円	同じ	19,908 千円	67,947 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職で規則で定める職員に支給する。 ・理事及び部長 77,400円 ・課長兼参事 72,700円 ・課長職(上記以外) 66,400円 ・園長 41,600円	-	45,162 千円	778,648 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給する。 ・理事、部長、会計管理者、局長、課長(課長相当職を含む。) 12,000円 ・園長 10,000円	-	1,272 千円	25,959 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 ・1回につき5,100円	-	2,570 千円	19,473 円
児童手当	児童手当法に基づき、支給要件を満たす職員に支給する。 ・3歳未満の児童1人につき月額15,000円 ・3歳以上小学校終了前の児童1人につき10,000円(第3子以降は15,000円) ・小学校終了後中学校終了前の児童1人につき10,000円	同じ	21,345 千円	229,516 円

5 特別職の報酬等の状況(令和元年4月1日現在)

区 分		給料月額等	期末手当支給割合	退職手当
給料	市 長	810,000円	6月分 2.225 カ月 12月分 2.225 カ月	給料月額にその者の勤続期間を下記の割合を乗じて得た額を任期満了時に支給する。 ・市長 在職期間1年につき100分の500 ・副市長 在職期間1年につき100分の300
	副 市 長	640,000円	計 4.45 カ月	
報酬	議 長	360,000円	6月分 1.825 カ月	
	副 議 長	290,000円	12月分 1.825 カ月	
	議 員	270,000円	計 3.65 カ月	

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

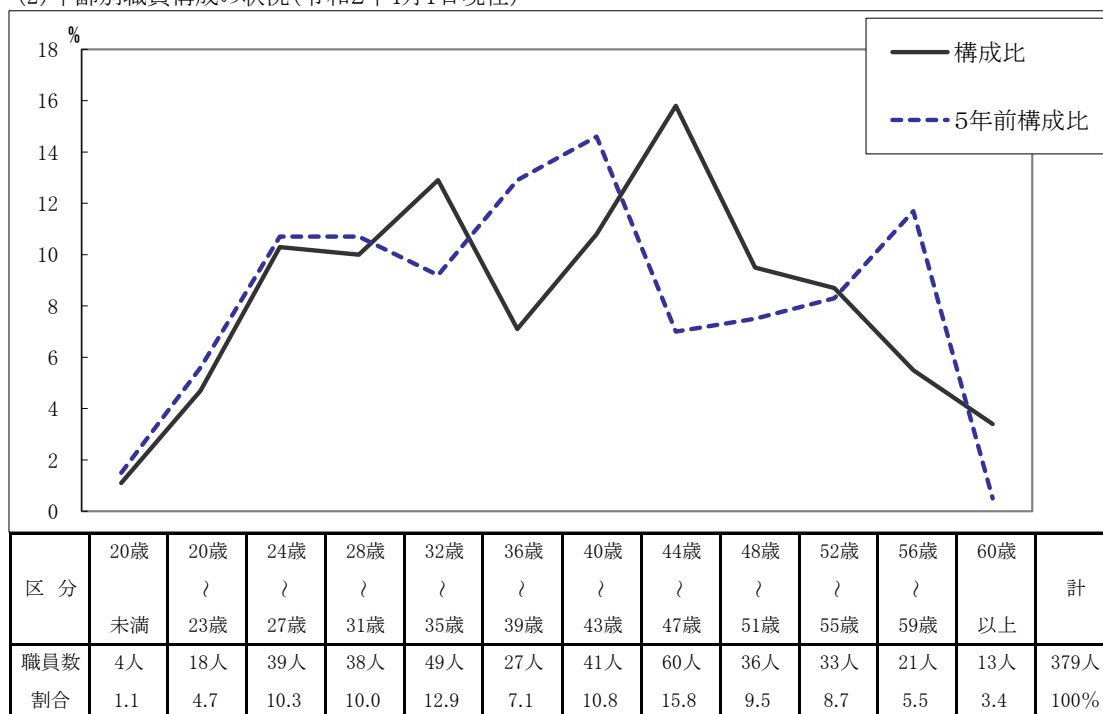
(令和2年4月1日現在)

区 分 部 門			職員数(人)		対前年	主な増減理由
			令和元年度	令和2年度	増減数	
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議会	5	5	0	公共施設工事等の所管替え等 保育園民営化に向けた任期付保育士の増等 退職分不補充による減 退職分不補充による減 公共施設工事等の所管替え等
		総務	84	87	3	
		税務	20	20	0	
		民生	92	102	10	
		衛生	33	31	▲ 2	
		農林水産	18	18	0	
		商工	17	16	▲ 1	
		土木	39	34	▲ 5	
	計	308	313	5		
		教育部門	35	36	1	図書館業務増加に伴う増
	小 計	343	349	6		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水道	8	8	0	退職分不補充による減	
	国保、介護	23	22	▲ 1		
	小 計	31	30	▲ 1		
合計			374	379	5	
			[510]	[510]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和2年4月1日現在)



(3) 職員数の推移

(単位:人)

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	5年前との増減数(率)
一般会計	一般行政	294	290	305	310	308	308	313	23 (6.5%)
	教育	40	40	37	31	33	35	36	▲4 (▲10%)
	消防	52	54	0	0	0	0	0	▲54 (%)
	小計	386	384	342	341	341	343	349	▲35 (▲9.6%)
公営企業会計		26	28	30	30	32	31	30	2 (15.4%)
総合計		412	412	372	371	373	374	379	▲33 (▲8%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(4) 採用及び退職の状況(令和元年度)

区分	採用 (人)			離職 (人)									合計
				退職						免職		失職	
	新規採用	異動	合計	定年	早期応募	普通	死亡	任期満了	異動	分限	懲戒		
市長部局等	16	1	17	9	-	14	-	2	3	-	1	-	29
教育関係	0	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
合計	16	3	19	9	0	14	-	2	4	-	1	-	30

(注1) 採用は、平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に採用した者の人数である。

(注2) 退職は、平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に退職した者の人数である。

(注3) 異動は、市と一部事務組合、県及び他市町等間の異動をした者の人数である。

7 公営企業職員の給与の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員	(参考) 元年度の人件費率
	A		B	給与費比率 B/A	
元年度	千円	千円	千円	%	%
	957,710	40,698	24,815	2.6	3.4%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
元年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	8	27,736	7,637	46,593	81,966	10,245

(注1) 職員手当には退職手当を含まない。

(注2) 職員数は平成31年4月1日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
牧之原市	37.8歳	8人	288,919円	368,477円

(注1) 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当(平成31年4月1日現在)

公営企業職員		牧之原市(一般会計)	
1人あたり平均支給額(元年度)		1人あたり平均支給額(元年度)	
941 千円		1,434 千円	
(31年度支給割合)		(31年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.9 月分	2.6 月分	1.9 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

イ 時間外勤務手当

	平成30年度決算	令和元年度決算
支給実績	2,165 千円	4,983 千円
職員1人当たり平均支給年額	271 千円	623 千円

ウ その他の手当(令和元年度)

手 当 名	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	636 千円	159,000 円
住居手当	324 千円	324,000 円
通勤手当	474 千円	47,400 円
管理職手当	872 千円	872,400 円
管理職員特別勤務手当	36 千円	36,000 円
宿日直手当	- 千円	- 円
児童手当	410 千円	136,667 円

(注) 内容及び支給単価は普通会計と同様である。

8 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時15分	17時00分	12時00分～13時00分

(2) 年次有給休暇の使用状況(令和元年実績)

区 分	一人当たり平均使用日数
一般行政職	8.5日

(注1) 平均日数は、1月から12月までの取得日を職員数で除したものである。

(注2) 年次有給休暇は1年に最高20日を付与、前年からの繰り越しを含めると最高40日間となる。

(3) 特別休暇等の状況(令和2年4月1日現在)

特別休暇等の取得要件
<ul style="list-style-type: none"> ・公務上又は通勤による負傷・疾病 ・結核性疾患 ・上記以外の負傷又は疾病(医師の証明書に基づく) ・職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合 ・職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会 その他官公署へ出頭する場合 ・職員が骨髄移植のため骨髄液を提供する場合 ・職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会貢献する活動を行う場合 ・職員が結婚する場合 ・産前、産後 ・親族が死亡した場合 ・夏季休暇 など

(注) 取得要件は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則により定められている。

(4) 育児に関する制度の状況(令和元年度)

区 分		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
市長部局等	男性	-	-	-
	女性	10人	2人	-
教育委員会	男性	-	-	-
	女性	-	1人	-
合 計	男性	-	-	-
	女性	10人	3人	-

(注) 令和元年度に新たに取得した人数である。

9 分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(令和元年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	- 人	- 人	3 人	- 人	3 人
教育委員会	- 人	- 人	1 人	- 人	1 人
合計	- 人	- 人	4 人	- 人	4 人

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言う。

(2) 懲戒処分者数(令和元年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	- 人	- 人	- 人	1 人	1 人
教育委員会	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人
合計	- 人	- 人	- 人	1 人	1 人

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して道義的責任を追及するために行う処分を言う。

10 服務の状況

(1) 服務規律について

<p>職員の服務、規律については、職員服務規程により「職員は、市民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公正に、かつ能率的に職務を遂行するように努めなければならない。」と規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none">・長期休暇及び年末・年始における綱紀肅正に関する通知を全職員に行い、周知徹底を図った。・交通違反、交通事故防止のため、交通安全講習会、交通安全立哨等を実施した。

(2) 営利企業等従事許可の申請件数(令和元年度)

該当なし

11 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等(令和元年度)

区分	研修内容	受講者	
必修研修	新規採用予定者研修	12人	
	新規採用職員研修	14人	
	新規採用職員フォローアップ研修	14人	
	レベルアップ研修Ⅰ(採用2年目)	17人	
	レベルアップ研修Ⅱ(採用3年目)	17人	
	キャリアデザインⅠ研修(採用5年目)	14人	
	フォローシップ研修(採用7年目)	10人	
	中堅職員研修(採用10年次程度)	4人	
	キャリアデザインⅡ研修(35歳程度)	7人	
	新任監督者研修(4級昇格者)	4人	
	OJTハンドブック活用研修	5人	
	監督者研修(5級昇格者)	11人	
	新任管理者研修(課長職昇格者)	8人	
	人事評価研修(新任課長職)	7人	
	部長職研修	12人	
選択研修	研究テーマ創案・実践研修	5人	
	対人関係力向上研修	5人	
	接遇・クレーム対応研修	4人	
	問題解決力向上研修	4人	
	企画立案研修	2人	
	話し方研修	3人	
	ワンペーパー資料作成研修	9人	
	文章作成指導能力向上研修	5人	
	議会対応力向上研修	6人	
	市町村振興協会	地方自治法研修	4人
		地方公務員法研修	3人
		法制執務研修	7人
		民法研修	4人
		女性職員キャリアアップ研修	1人
		行政法研修	2人
行政争訟研修		2人	
静岡県	コミュニケーション能力向上講座	3人	
	県・市町・民間企業若手職員交流講座	1人	
	タイムマネジメント講座	6人	
	新・現状打破講座-時間内に最高の成果をあげる!	2人	
	生き生きとした職場づくり講座	1人	
	行政の危機管理講座	1人	
	実践折衝力強化講座	2人	
	政策形成能力向上講座	2人	
	働き方を見直す! マネジメント講座	2人	
	文章力養成講座	10人	
	ファシリテーション講座	1人	
	EBPM入門講座	6人	
	EBPM実践講座Ⅰ	2人	
	データサイエンス講座Ⅰ	11人	
	データサイエンス講座Ⅱ	3人	
	土木技術職員研修 採用1年目研修	2人	
	土木技術職員研修 採用2年目研修	1人	
	土木技術職員研修 採用3年目研修	1人	
	土木技術職員研修 都市計画研修	1人	
	土木技術職員研修 橋梁設計研修	1人	
	土木技術職員研修 舗装設計研修	2人	
	土木技術職員研修 土質・地質調査研修(初級)	2人	
	土木技術職員研修 土質・地質調査研修(中級)	1人	
	土木技術職員研修 土木工事積算研修	2人	
	土木技術職員研修 建設現場における社会的環境研修	2人	
	土木技術職員研修 電気及び機械設備工事の設計・施工管理研修	3人	
	土木技術職員研修 災害規模査定研修	1人	
土木技術職員研修 土木技術スキルアップ研修 施工管理技術講座(基礎編)	2人		

合	計	土木技術職員研修 土木技術スキルアップ研修 施工管理技術講座(応用編)	1人
		土木技術職員研修 建設ICT研修	1人
		土木技術職員研修 占用審査事務研修	2人
		土木技術職員研修 品確法研修	1人
			301人
独自研修	幹部職員研修	42人	
	職員全体研修	181人	
	新聞で身に付くビジネス基礎力研修	40人	
	セルフケア研修	34人	
	ラインケア研修	36人	
	人事評価研修	35人	
通信教育講座	7人		

(2) 勤務成績の評定の概要(令和元年度)

地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施した。
ただし、定期昇給、勤勉手当への反映は実施していない。

12 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況(令和2年度)

区 分		市長部局等	教育委員会	合 計
基本検診	対象人員	514人	87人	601人
	受診人員	460人	74人	534人
	受診率	89.5%	85.1%	88.9%
胸部エックス線検診	対象人員	514人	87人	601人
	受診人員	450人	65人	515人
	受診率	87.5%	74.7%	85.7%
胃部エックス線検診	対象人員	321人	71人	392人
	受診人員	159人	39人	198人
	受診率	49.5%	54.9%	50.5%

(注) 受診人数は、非常勤職員などを含みます。また、他機関等実施者は含みません。

(2) 公務災害等の認定状況等(令和元年度)

区 分		市長部局等	教育委員会	合 計
認定	公務災害	2件	-	2件
	通勤災害	-	-	件
	計	2件	-	2件

(3) その他主な福利厚生事業の概要(令和元年度)

概 要
<p>○共済組合事業に参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防セミナー ・メンタルヘルスセミナー ・人間ドック受診助成 ・ライフプラン講座 <p>○被服貸与</p> <p>勤務条件や業務の効率化を図るため作業服などを貸与</p> <p>○御前崎市、菊川市、牧之原市3市職員交流スポーツ大会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月:ソフトボール大会 ・11月:ソフトバレーボール大会